

岩手県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、矢巾町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（道路）
  - （2）名称 3・5・126号矢幅駅下花立線
- 2（1）種類 地区計画等（地区計画）
  - （2）名称 下花立地区地区計画